

情報セキュリティ基本方針

制 定 日：2018 年 5 月 17 日

最終改定日：2026 年 6 月 3 日

情報セキュリティ基本方針

情報セキュリティ基本方針を以下のとおり定める。

- ① 情報セキュリティ基本方針を当法人のホームページで公表する。
- ② 情報セキュリティ基本方針を法人全体に掲示し職員及び関係者に周知する。

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター

【情報セキュリティ基本方針】

当法人は、県から「障害者の工賃アップのための就労事業を活性化する事業」を受託し、県内の障害者福祉事業所の支援を中核としてお客様ならびに障害者福祉事業所のニーズに応じてきました。今後も、お客様ならびに障害者福祉事業所にご満足いただけるサービスを提供するために、高度情報化社会における情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、情報セキュリティ基本方針を定め、当法人の情報セキュリティに対する取り組みの指針といたします。

1. 職場内体制および情報セキュリティポリシーの整備

当法人は、セキュリティの維持及び改善のために必要な管理体制を整備し、必要な情報セキュリティ対策を職場内の正式な規則として定めます。

2. リーダーシップにおける責任および継続的改善

当法人の経営者は、本方針の遵守により、当法人及びお客様の情報資産が適切に管理されるよう主導します。

3. 法令、契約上の要求事項の遵守

当法人の職員は、事業活動で利用する情報資産に関連する法令、規制、規範及びお客様との契約上のセキュリティ要求事項を遵守します。

4. 職員の取り組み

当法人の職員は、情報セキュリティの維持及び改善のために必要とされ知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

5. 違反及び事故への対応

当法人は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範及びお客様との契約に関わる違反及び情報セキュリティ事故への対応のための体制を整備し、違反及び事故の影響を低減します。

平成 30 年 5 月 17 日 制定
令和 8 年 6 月 3 日 改定

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
理事長 岡田 義之